

2021 年 12 月 21 日

会 員 各 位

(公社) 全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等
について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営につきましては、ご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

標記のとおり、厚生労働省より下記 2 点の周知依頼が当協会に参っております。つきましては、概要および関連するウェブサイトの URL をお送りいたしますので、会員各位におかれましても趣旨ご理解の上、ご協力・ご活用をお願いいたします。

敬具

記

● **事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等**

上記の省令が 12 月 1 日に公布され、一部の規程を除き同日より施行されました。主に労働者を就業させる室の照度、便所の設置基準などが見直されています。

(厚生労働省文書) <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000860576.pdf>

● **「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正**

上記の省令が公布されたことを踏まえ、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」も、照度の基準が一部改正されました。

(厚生労働省文書) <https://www.mhlw.go.jp/content/000539604.pdf>

【参考】厚生労働省「事務所における労働衛生対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 茂木
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 s_motegi@j-bma.or.jp